

令和3年第3回教育委員会会議議事録

1 開催日時

令和3年3月8日(月) 午後3時00分～午後3時40分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
	委員	岩谷 史人
事務局	教育部長	山端 広和
	学校教育課長	宮田 哲
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	鯨岡 健
	図書館長	武田 健吾
	総務係長	山田 慎一
	学校教育係長	酒井 貴範
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	式見 貴美穂
	学校教育推進員	梶原 源基

4 議 事

報告第3号 令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について

議案第11号 学校職員の解職の内申について

議案第12号 学校職員の解職の内申について

議案第13号 学校職員の解職の内申について

議案第14号 令和3年4月1日付け校長人事異動の内申について

議案第15号 令和3年4月1日付け教頭人事異動の内申について

議案第16号 令和3年4月1日付け一般職員人事異動の内申について

議案第17号 令和2年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第3回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、2番東委員、4番小尾委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第2回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第2回教育委員会会議録を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてであります。事務局の方から何かございますか。

教育部長(山端 広和) 北海道の今後の主な新型コロナウイルス感染症対策について、ご説明いたします。お手元に配付の事務報告資料をご覧ください。

すでに報道等でご承知かとは思いますが、北海道では、昨年10月28日から4か月余り続いた集中対策を昨日7日で対策期間を終了し、5日の道の対策本部会議でこの資料が示され、今後の対策の考え方について書かれています。記載のとおり、引き続き、感染の抑制を図り再拡大を防止していくことが必要であり、人の移動や会食機会の増加などといった感染リスクが高まる時期に備えるため、このページの下段になりますが、道民に対する協力要請として、外出の際には、体調が悪いときは外出を控える、緊急事態宣言の対象地域、これは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県になりますが、この地域との不要不急の往来を控えること、次の2には飲食の際には、同居者以外との飲食自粛は求めています。4人以上など少人数、短時間での黙食の実施、職場内では、これまで同様にガイドラインや新北海道スタイルの実践やテレワークや時差出勤の推進が挙げられています。次のページをご覧ください。

特に年度末、年度始めにあたって、卒業式、入学式等は感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保すること、歓送迎会等、飲食につながる行事については控えるなど感染防止行動を徹底するよう示されおり、特に卒業式や入学式の対応については既に周知しているところであります。このほか、行動変容の定着に向けた普及啓発や、次ページ以降は感染再拡大の予兆の探知、予兆に対する迅速な対応について触れていますので、後ほどご覧いただければと思います。以上、事務報告とさせていただきます。

菅野教育長 事務報告が終わりましたので、次に議件に入ります。

次に、日程第5、報告第3号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、説明を求めます。

教育部長(山端 広和) 報告第3号、令和2年度幕別町一般会計補正予算の要求結果について、ご説明を申し上げます。

議案書は1ページ、資料は別添で配付しております報告第3号説明資料になります。

3月2日に開かれました、令和3年第1回町議会定例会に教育委員会として、補正予算を要求いたしましたので、その要求結果についてご説明いたします。説明資料をご覧ください。

今回の補正予算につきましては、10款教育費の予算を6,113万5千円減額し、予算の総額を16億5,199万1千円に、続いて、資料の3ページをお開きください。教育委員会分として、2款総務費の予算を8,218万1千円減額し、予算の総額を4億5,579万3千円とし、本定例会に提案され、要求どおり議決されたところであります。内容につきましては、2月26日に開催いたしました第2回教育委員会で説明したとおりです。以上で説明を終わらせていただきます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。

報告第3号につきましては、報告のとおりといたします。

菅野教育長 次に、日程第6、議案第11号、学校職員の解職の内申についてから、日程第11、議案第16号、令和3年4月1日付け一般教職員人事異動の内申までにつきましては、人事案件のため「秘密会」といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

菅野教育長 秘密会を解きます。

次に、日程第12、議案第17号、令和2年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定について、説明を求めます。

生涯学習課長(石田 晋一) 議案第17号、令和2年度幕別町文化賞、スポーツ賞等の被表彰者の決定についてご説明申し上げます。議案書は11ページになります。

文化及びスポーツに関する表彰は、ともに2区分に分かれております。被表彰者数は、個人が25、団体が8で、合わせて33となります。それでは、別添の議案第17号説明資料1、令和2年度幕別町文化賞・スポーツ賞等表彰候補者推薦要領をご覧くださいと思います。

幕別町文化表彰規則及び幕別町スポーツ表彰規則に基づいたものとなっておりますが、要点についてご説明させていただきます。「1 表彰の対象者に」につきましては、記載のような個人又は団体となります。「2 表彰の区分」につきましては、次のページの上段にかけまして、文化、スポーツそれぞれ功労が顕著な方のほか、大会等の規模に応じて、成績の要件に該当する方となります。「3 推薦の対象となる期間」につきましては、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの1年間で、この間の事績・成績が表彰の対象となります。なお、推薦に係る周知につきましては、町広報2月号への掲載のほか、町内の小・中学校への説明、さらには、町内の高等学校、スポーツ少年団、体育連盟、文化協会に依頼しております。「4 表彰の方法」につきましては、個人には表彰状とメダルを、団体には表彰状と盾及びメダルを授与いたします。なお、団体のメダルにつきましては、幕別町に居住する方のみとなります。「5 表彰の制限」につきましては、新たな年度において事績が全く異なる場合などを除き、同一の表彰を重複して受賞できないこととなります。「7 被表彰者の選考方法等」ですが、社会教育委員会の意見を聞いて、教育委員会が決定するものであります。なお、スポーツ関係につきましては、スポーツ推進委員会の意見を社会教育委員会で審議しております。「8 表彰式」につきましては、3月20日土曜日春分の日に、百年記念ホールで行うこととしております。なお、同時に教職員等への感謝状の贈呈を行うと共に、幕別町健全育成推進委員会の善行賞・標語の表彰も行われる予定であります。続きまして、別添の議案第17号説明資料2、令和2年度文化賞・スポーツ賞等被表彰者一覧をご覧くださいと思います。

表彰該当者ということになりますが、これは3月4日開催の社会教育委員会において審議した結果となっております。まず、文化関係につきましては、文化賞の推薦はありませんでしたが、文化奨励賞は8名の個人、1つの団体で、1ページ1番から9番までとなります。スポーツ関係につきましては、スポーツ賞の推薦は1番から3番の個人で3名、2ページになります。スポーツ奨励賞は14名の個人、7つの団体で、1番から3ページの21番までとなります。なお、次にご説明いたします方は、2つ以上の表彰に該当となります。2ページ4番の小山さんは3ページ16番のリレーのメンバーにもなっており、スポーツ奨励賞個人と団体のダブル表彰となります。2ページ6番の木幡さんは3ページ17番の団体のメンバーにもなっており、スポーツ奨励賞個人と団体のダブル表彰となります。続きまして、別添の議案第17号説明資料3、非該当者一覧をご覧くださいと思います。

推薦をいただきましたが、表彰の要件を満たさないなどの理由で表彰の非該当となった方の一覧であります。文化奨励賞につきましては3名の個人で、非該当理由につきましては、成績要件に満たないためであります。No.1、全十勝規模で最高位の成績ではない。No.2、上位賞に「観峰賞」があり受賞人数も8人以上いることから、全国規模の文化行事等で上位8位相当に該当しないため。No.3、全国に出場したが、予選通過者が15人おり予選通過という通知しかなく全道規模の文化行事等で上位3位相当に満たないため。スポーツ奨励賞につきましては13名の個人と2つの団体で、非該当理由につきましては、1番、2番、4番から7番、次のページの10番から13番は、過去に受賞歴があるため、1ページに戻りまして3番、次のページの8番、9番、14番、15番は、成績要件に満たないためであります。成績要件に満たない5件につきましては、簡単にご説明いたします。1ページNo.3十勝規模のスポーツ競技大会で準優勝ではありますが、全道規模の大会に繋がっていないため。2ページになります。No.8北海道選抜選手に選出されましたが、全国大会が中止となり全国規模の大会で8位入賞の要件に満たないため。No.9、青森県スケート連盟主催、参加者13人中で予選大会もなく、13人中十勝勢が9人、地元八戸3人、山形1人で上位8位までが十勝の選手であります。今後、全国的な大会になっていくと思われそうですが、リンクが出来たことを記念して開催された大会であり、全国大会規模の大会とは確認ができないため。No.14、十勝大会で第2位ですが、全道規模の大会に繋がっていないため。No.15、十勝規模の大会で準優勝ですが、この大会は全道大会に繋がっておらず、他の十勝大会において3位で全道大会に出場しましたが、初戦敗退で成績要件に該当しておりません。この非該当者一覧の内、1ページのスポーツ奨励賞4番の今井さん、6番の高橋さんにつきましては、スポーツ奨励賞の団体で、2ページ14番札内中学校陸上競技部男子リレーメンバーであります。清水さん、下野さんにつきましては、スポーツ奨励賞の個人でそれぞれ表彰該当となっております。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

國安委員 過去に受賞された方はもらうことができない決まりがあるが、このような素晴らしい成績を残したことを名簿等に記載して、会場の方にお知らせできたらいいのではないかと。

生涯学習課長（石田 晋一） 事前に学校へ過去に受賞された方の情報を共有して重複しないようにしておりますので、申請されないのが通常ではありますが、今回、何件か申請がありました。いただきました意見を次回に向けて協議したいと思います。

菅野教育長 他に質疑はございませんか。

（ありません）

菅野教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第17号について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

菅野教育長 異議なしと認め、議案第17号については、原案どおり可決しました。

議案については、以上となりますが、このほか皆さんからなにかございませんか。

（ありません）

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第3回教育委員会会議を閉じます。